平成２４年（フ）第４０３号
兵庫県伊丹市平松３丁目２番23号グリーンハイツ新伊丹Ｂ棟202号、前住所兵庫県伊丹市大鹿５丁目71番地ヴィラ大鹿301号
破産者　橋本　益榮
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３４号
兵庫県川西市清和台東４－５－26やわらぎの里清和台、住民票上の住所大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目19番地の１
破産者　兒玉　節子
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４６８号
兵庫県加古川市山手２丁目13番２―202号
破産者　柴田　三和
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５３６号
兵庫県姫路市書写1746番地６、従前の住所兵庫県姫路市書写1746番地１
破産者　宗利維久子
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３６号
山口県下関市東大和町１丁目２―10　ツインパレス1005、住民票上の住所山口県下関市長府松小田北町16番１号
破産者　梶原　康弘
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
青森県黒石市鍛治町48番地
破産者　佐藤美代栄
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第８２号
青森県十和田市西十六番町８番18号
破産者　小笠原和雄
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第６３号
秋田県由利本荘市西目町西目字釜ヶ沢106番地、開始決定時の住所新潟県上越市大字岩木611―３　恵ハウス102号室
破産者　岡田　和也
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２２号
茨城県鉾田市当間2204番地
破産者　長峯　正彦
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２２号
栃木県足利市借宿町11番地９、前住所栃木県足利市葉鹿町299番地
破産者　二宮めぐみ
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１０８号
新潟県長岡市小国町太郎丸11番地
破産者　片桐　拓磨
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
山梨県南アルプス市田島1105　ケアホーム花菱、住民票上の住所山梨県南巨摩郡身延町下部712番地１
破産者　石部　一夫
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
山梨県笛吹市石和町広瀬1515番地16
破産者　野村乙女子
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
山梨県笛吹市石和町広瀬1515番地16
破産者　野村　富幸
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
大津市栄町21番11号
破産者　中村　昭夫
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３６号
京都市南区吉祥院石原堂ノ後町16番地１
破産者　的場　利郎
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
兵庫県宝塚市栄町３丁目２―43―904、開始決定時の住所兵庫県西宮市津門大塚町１番７―214号
破産者　田村夫美子
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７９号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田1279番地４
破産者　長友　秀彦
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字野見山449番地
破産者　原　　稔二
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部